

佐賀県人事委員会訓令第一号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和六十二年佐賀県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十八日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

第十条第一項第一号中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

別表中第三十七号を第三十八号とし、第三号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 佐賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年佐賀県条例第六号）第二条及び第四条の規定による報告に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。